平成２５年（フ）第５５７号
静岡県浜松市浜北区新原5330番地
破産者　東海住建株式会社
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
愛媛県松山市山西町978番地
破産者　株式会社梶原本店
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４８号
栃木県小山市大字横倉新田269番地44　コーポカシワＣ棟102号、開始決定時の住所栃木県小山市大字出井1942番地50
破産者　小山鉄工所こと　井上　義啓
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１５４５号
札幌市東区東苗穂５条３丁目６番25―501号
破産者　美濃嶋　功
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢区字小石田98番地２
破産者　高橋　信晃
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８２１号
鳥取市商栄町271番地５　シェアグレイス商栄308号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字柿木57番地
破産者　田村　　融
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
岡山県笠岡市富岡178番地
破産者　鳥越　大輔
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
青森県むつ市新町17番20号　コーポＭ１号
破産者　松橋　伸吉
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４６号
仙台市若林区若林２丁目３番40―1005号、従前の住所埼玉県三郷市新和１丁目310番地シャーメゾンシナモン103
破産者　加藤　　彰
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２９号
神奈川県海老名市国分寺台３－６－７、住民票上の住所横浜市中区山手町272番地の１
破産者　上林　　信
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３４号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目２番２号　内田荘102
破産者　鈴木　隆幸
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
富山県高岡市波岡１番地
破産者　山田　宗弘
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４２６号
静岡県磐田市安久路１丁目19番地２　磐田市老人ホーム楽寿荘、前住所静岡県磐田市見付3843番地
破産者　鈴木　惠一
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２８号
静岡県浜松市北区新都田５丁目11番５号
破産者　吉野　聖子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１９７号
札幌市西区宮の沢１条２丁目８番６号フォーシーズン103号
破産者　柿田　松雄
1　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
2　一般調査期日　平成27年９月８日午前10時15分
平成27年６月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９５３号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―203号
破産者　濵地　　衞
1　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
2　一般調査期日　平成27年８月31日午後２時30分
平成27年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６５号
埼玉県川越市霞ケ関北４丁目８番地14
破産者　沼田　　修
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年11月11日午後２時30分
平成27年６月18日
さいたま地方裁判所川越支部